

## インドネシアの民主化10年—その成果と課題

### 華人社会の変容

相沢伸広

スハルト体制崩壊後のインドネシアにおいて、華人社会をめぐる変化は劇的であった。中国語のインドネシアニュース番組が、朝晩放送されるようになり、中国語の新聞雑誌が、常に新聞スタンドの一角を占めるようになった。ビジネス雑誌やファッション雑誌の表紙を、華人の企業家や美人モデルが飾り、旧正月の前後には、華人の多く集まる中心部や、ショッピングセンターを龍舞や獅子舞が練り歩くようになった。

こうした光景は、マニラやバンコクではおなじみの光景である。しかし、インドネシアにおいては一九六六年から一九九八年まで三三年間続いたスハルト体制下の統制により、長い間、殆どみることもできない光景であった。もっといえば、大多数のインドネシア人にとっては、現在、「はじめて」みる光景が広がっているのである。

かつて一九六六年から一九六七年にかけて、中華的なものを掲げることは、親中国⇨反インドネシア、つまり反乱分子とみなされる危険を伴う行為であった。経済危機や社会不安が起きる度に、華人商店が焼き討ちにあうなど、華人はしばしば暴力の標

的となってきた。それが、この一〇年間の変化を経て、ようやく、自由に華人が中華文化について語り、楽しむようになったのである。

なぜ、このような劇的な変化が生まれたのだろうか。ここでは、最大の要因をふたつあげたい。第一には、スハルト政権下で奪われた華人の政治・文化的権利の回復をはかる政府の政策転換である。第二には、中国の政治的、経済的、そして文化的なプレゼンスの高まりである。本稿では、この両者がどのような変化をインドネシアの華人社会にもたらしたのかを見てみる。

#### ●「差別」法の撤廃と権利回復

一九九八年のスハルト体制の崩壊の過程において、大規模な反華人暴動が発生した。インドネシア全土に広がった反華人暴動で、多くの華人が被害者となったことも契機となり、ポストスハルト期の華人政策の主眼は、華人に対する権利回復に置かれるようになった。具体的には、スハルト時代に施行された華人に対する一連の「差別」法の撤廃のプロセスとして、一連の権利回復プ

ロセスは進められることになった。

まず、中国語出版、教育の規制が解かれた。この結果、中国語の語学学校、大学の中国科新設が相次ぎ、インドネシアにおける中国語習得の機会が一気に拡大した。次いで、中華宗教・信仰の祭礼を公の場で行うことが認められた。スハルト体制期には、家庭や寺院の境内の中でのみ、ひっそり執り行っていた旧正月の祝事も、公の場で開催できるようになった。

華人に対する一連の「差別」法撤廃の中でも、とりわけ政治的に問題になったのは、国籍証明書(SBKRI)制度の廃止であった。国籍証明書制度とは、華人(をはじめとする外国系インドネシア人)に限っては、別途外国籍をもっていないことを書面で証明させる制度である。この国籍証明書がなければ、結婚も転居も、パスポートの申請も受理されないため、華人は極めて煩雑な手続きを経る他なくなる。加えて、国籍証明書は、インドネシア国籍の証明書というよりは、「華人であること」の証明書として事実上機能していた。末端の行政官にとっては、各種行政申請の度に、華人に「た

かる」ことが安い給料を補う貴重な収入源であった。国籍証明書制度は、手続きにおいて差別的であるのみならず、いわば「たかる政府とたかれる華人」という関係を末端において維持する制度であった。国籍証明書制度は、行政官にとっては死守すべきものである一方で、華人にとっては、政府への不信感の源に他ならなかった。

スハルト体制末期以来、歴代の大統領は国籍証明書の廃止を指示してきた。にもかかわらず、末端の行政官にとつての必要性からも、状況はなかなか改善しなかった。華人政治団体は業を煮やしてロビー活動を行い、二〇〇四年の大統領選挙の時には、大統領の選挙公約にも折り込まれた。長い間の公然の秘密であったこの制度の改善が、一〇年かけて、少しずつ進みつつある。

### ●国籍法の改定

民主化後の政府の政策の中で華人社会に最も大きな意味を持ったのが、二〇〇六年の国籍法の制定であった。スハルト体制崩壊後の憲法改正を経てもなお、インドネシア大統領の資格要件は、Indonesia Asliであるという規定が死守されている。それでは、Indonesia Asliとは誰のことか。字義的に訳せば、「生粋のインドネシア人」である。中国系インドネシア人の華人は、このIndonesia Asliからは外れると解釈されてきた。そのため、華人はインドネシアの大統領になる資格のない二級市民であ

るかのように理解されてきた。二〇〇六年、こうした理解に終止符が打たれた。

新国籍法においても、Indonesia Asliの文言は留保された。ただ、これまで大きく変わったのは、新国籍法の補足規定に「生粋のインドネシア人」とは、誰なのか、その解釈について次のように明記されたことにある。「生粋のインドネシア人とは、生まれたときからインドネシア人であり、自らの意志で他国の国籍を取得したことがない者」。インドネシア人であるか否かの判定基準において、人種や民族の出自は無関係であることこの規定は謳ったのである。

よって、中国籍を取得したことのないインドネシア人は、自動的に「生粋のインドネシア人」とみなされる。この規定で、華人も法的には大統領になれるようになった。その意味からも、新国籍法の制定はインドネシア華人社会にとって、極めて重要な歴史的一步となった。

### ●中国の台頭と華人社会

民主化後の華人社会の変容を理解する上では、以上のような国家の政策の変化に加え、中国の変化が極めて重要な要因となっていた。それは、一九六〇年代後半と比べるとよくわかる。当時、反共体制のスハルト体制にとつて、華僑工作を展開する文化大革命の只中にある中国は、共産主義を輸出する脅威とみなされていた。そのため、当時のインドネシアにおいては、中国とつ

ながることも脅威とみなされ、中国語、中華文化等も排除すべき危険なものと位置づけられた。しかし、中国は一九七八年以降の改革開放、経済発展を経て、一九九〇年代以降は貿易・投資相手国として魅力的な存在に大きく変わった。それにともなつて、インドネシア人が中国とつながることは、チャンスをつかむこととして肯定的にみられるようになった。中国語を話す、中国に赴く等の活動はスハルト体制以降の一〇年、特に好意的に受け止められるようになった。

中国が魅力的な国、ビジネスチャンスを提供する国としてみなされるようになったために、次のようなことが起きた。第一に、冒頭にも紹介したとおり、中国語メディア、新聞、雑誌が数多く刊行された。第二に、中華エンターテイメント、いわゆる「華流」がインドネシアでも人気を得るようになった。第三に、中国語習熟が高まった。スハルト政権下では、インドネシア大学、ダルマプルスダ大学の二校しか教育機関がなかったが、一九九九年以降は中国語学習院が急増した。中国本土への留学説明会は規模を拡大し、インドネシアからの中国への留学生数は韓国、日本、米国、ベトナムについて世界第五位にまで伸びている。

加えて、中国のインドネシアに対する海外投資兼海外援助の拡大は、華人社会における変容を考える上で見落とせない。なぜならば、中国語能力の高い華人の地位をい



## インドネシアの民主化10年—その成果と課題

ままで以上に高めたからである。これまで大きな利権、ビジネスチャンスは、ジャカルタとつながることで得られるものであった。そのため、インドネシア語でジャカルタの高官と密に話せることが、成功の鍵であったが、いまでは、中国政府と直接交渉できる者が重宝されるようになった。中国のプレゼンスの高まりが、インドネシアの華人社会内のリーダーシップ要件にも少なからぬ影響を与えている。

### ●華人社会が抱える課題

以上のように、この一〇年間で華人の権利回復は大幅にすすみ、中国のプレゼンスの高まりを受けて、インドネシアでは中国ブームともいえる状況が生まれた。もっとも、劇的にみえる中国ブームも、当初の勢いは収まってきたようにもみえる。それはなぜだろうか。二つの要因を指摘したい。

第一の要因は、世代の問題である。全国で刊行が相次いだ華字紙の例を挙げると、この五、六年の間の熾烈な競争の結果、各地で廃刊が相次ぎ各紙の部数も期待したほどの伸びはみせていない。このことは、インドネシアにおける中国語の識字率が予想以上に低かったことを示唆している。実際のところ、購読者層の殆どが、一九六五年以前に華語学校に通ったことがある人達で占められている。年齢で言えば五五歳以上の世代であり、その人口の限界がそのまま中国語メディア拡大の限界にも繋がっている

ると考えられる。

それでは、若い世代はどうか。スハルト期に生まれ育った華人の多くは、中国語の教育を受けられなかった。スハルト期の経済成長が生んだ高学歴の都市中間層（その多くが華人）は、好んでシンガポールや、オーストラリア、米国等の英語圏に教育の機会を求めた。スハルト期とポストスハルト期を合わせた約四〇年の間に、インドネシアの中国語識字率は著しく下がり、グローバル化もすすみ、国内外での就職のためにも、英語能力が極めて重要になった。そのため、インドネシアがこの一〇年に経験したような、中国ブームを今後も長期にわたって下支えするような世代は現時点では育っていないのが現実である。

第二の要因は、インドネシアに古くからある華人問題の存在である。華人の文化的権利、政治的権利を回復するため、差別的法令は撤廃された。しかし、華人に対する大多数の疑念、警戒を払拭することの難しさもこの一〇年の変化の中でしばしば露見した。二〇〇二年二月、ジャカルタ州知事ステイヨソは華人の多く居住するコタ地区で行われた旧正月の祝賀行事にて、「華人はもっとおとなしくするべきだ」と警鐘を鳴らし、水を差した。スハルト期、インドネシア随一の華人資本財閥であったサリム・グループが、二〇〇六年、インドネシア大規模投資を表明するやいなや、インドネシア国会において、その行為は「ナシヨナ

リズムに照らしておかしい」と糾弾された。

華人による政治参加もこの一〇年で拡大した。国会総選挙、地方首長選挙ともに、華人の立候補者、当選者は急増し、一九九九年以来、必ず一人は華人閣僚が任用されている。スカルノ期と同様に、華人であることはもはや政界からの排除要件にはならなくなっている。ただし、個人として華人の政治家が増えたが、「華人の利益」を代表するような政治勢力の結成は甚だ困難であることも経験した。一九九九年、二〇〇四年の総選挙では、華人政党は華人の支持を集めきれなかった。多くの華人は人種排他的な集団に集まるとみられることを恐れた上、大規模政党の華人政策も十分実績を挙げていたため、その一つである闘争民主党などに票が集まった。各種差別法の撤廃に尽力した華人団体についても、最大の目的であった国籍法の改正が実現したことで、その求心力を低下させている。

スハルト体制崩壊後一〇年を経て現在まで、スハルト期の呪縛が解き放たれたように、そして、中国の台頭の波に乗るようになり、インドネシアの華人社会は、一見するとその自由な雰囲気謳歌しているようにみえる。しかし同時に、一皮むくと、華人問題の緊張感が、底流に脈々と流れていることもまた、垣間見えるのである。

（あいざわ のぶひろ／アジア経済研究所地域研究センター）